

北海道上士幌高等学校大規模改修工事における落札者決定基準 (施工計画審査タイプⅠ型)

1 総合評価落札方式による入札執行について

(1) 総合評価落札方式の適用について

本工事は、北海道上士幌高等学校の校舎の改修（屋上防水改修、外壁塗装塗り替え・躯体劣化部補修、外部建具改修、内部改修）及び屋内体育館の改修（屋根カバー改修、外壁塗装塗り替え・躯体劣化部補修、外部建具改修、内部改修）、柔剣道場の改修（屋根カバー改修、外壁劣化部分改修、外部建具改修）、渡り廊下・身障者トイレの改修（屋根カバー改修、外壁塗装塗り替え・躯体劣化部補修、内部改修）を行う工事である。

敷地は、北海道上士幌町役場から南西約 1.5km に位置し、周辺には町立上士幌小学校や医療施設、住宅等が立地している。

本工事は、北海道上士幌高等学校を使用しながらの工事であり、生徒や教職員等の施設利用者への安全管理の徹底や、騒音・振動等へ配慮した施工が求められる。

また、別途発注される電気設備、機械設備工事との調整や施工における安全対策など多様な専門知識と対応力が求められる。

このようなことから、企業の技術力と価格を総合的に評価することにより、工事の品質を確保する。

(2) 施工計画審査タイプの適用について

本工事では、社会的要請事項や工事目的物の性能・機能に係る事項などについて考慮する必要があるため、適切かつ確実に施工するための工夫や配慮すべき事項等の簡易な施工計画に関する所見を求める。

2 落札者の決定方法

本工事は、次の方法により価格、技術評価項目及び施工体制を評価し、落札者を決定する。

(1) 価格の評価（価格評価点の算出）

予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として 20 点を付与する。

なお、各応札者の価格評価点の算出方法は以下による。

ア 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{ 1 - (\text{入札額} / \text{予定価格}) \} + 20$$

イ 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{ 1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格}) \} + 20 \text{ (一定)}$$

(2) 技術評価項目の評価（技術評価点の算出）

技術評価項目の評価は、入札参加資格を有する者には申請内容により別表 1 に基づき技術評価点を付与するものとし、技術評価点の最高点数は 31.5 点とする。

別表 1

技術評価項目				評価基準		配点		
簡易な施工計画 ※1	①工程管理に係る技術的所見			配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00	15.00	
	②品質管理に係る技術的所見			配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00		
	③施工上の対処すべき技術的所見			配点＝評価項目数÷評価対象項目数×5.00点		5.00		
企業の施工能力	工事施行成績			過去8年間の北海道建設部建築局発注工事の当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事施行成績の平均点	85点≦ 平均点	7.50	7.50	
					83点≦ 平均点 <85点	7.00		
					81点≦ 平均点 <83点	6.50		
					79点≦ 平均点 <81点	6.00		
					77点≦ 平均点 <79点	5.50		
					75点≦ 平均点 <77点	5.00		
					73点≦ 平均点 <75点	4.50		
					71点≦ 平均点 <73点	4.00		
					69点≦ 平均点 <71点	3.50		
				平均点 <69点	3.00			
北海道建設部工事等優秀者表彰			北海道建設部工事等優秀者表彰、道新技術・新製品開発賞	過去1～3年間に表彰あり	0.50	0.50		
				過去4～8年間に表彰あり	0.25			
				なし	0.00			
ISOマネジメントシステムの取得			ISO9001を取得		0.50	0.50		
				上記以外	0.00			
配置予定技術者	主任(監理)技術者の資格			一級建築施工管理技士(有資格期間5年以上)を保有し、かつ一級建築士を保有		2.00	2.00	
				一級建築施工管理技士(有資格期間5年以上)を保有し、又は一級建築士を保有		1.50		
				一級建築施工管理技士(有資格期間5年未満)を保有		1.00		
				二級建築施工管理技士(有資格期間5年以上)を保有		0.50		
				上記以外		0.00		
主任(監理)技術者の継続教育			CPDの証明あり(推奨単位以上取得)		0.50	0.50		
			なし		0.00			
担い手の育成・確保	技術者の追加配置			一級・二級建築施工管理技士又は一級建築施工管理技士補の追加配置あり		0.50	0.50	
				なし		0.00		
	技術職員の育成・確保			評価点の大きいもの	① 若年技術職員の育成・確保	技術職員の35歳未満の割合が15%以上、又は、新規技術者(35歳未満)が1%以上 (直近の経営事項審査申請の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」による)	0.50	0.50
					② 技術職員総数の確保	技術職員の総数が、同数以上 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較)	0.50	
						技術職員の総数の減少が1～2人、又は、減少率が4%以下 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較)	0.25	
						技術職員の総数の減少が3人、又は、減少率が6%以下 (直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員名簿の比較)	0.10	
						上記該当なし	0.00	
	新規の雇用			過去5年間に新卒者、離職者の雇用実績あり		0.50	0.50	
				なし		0.00		
	労働環境改善	①雇用環境への取組 ②仕事と家庭の両立支援の取組 ③女性の活躍支援の取組 ④高年齢者継続雇用	①②③④の中から2項目選択	雇用環境への取組あり (①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金に関する支援の取組)		0.50	1.00	
				なし		0.00		
				次世代育成支援推進法の一般事業主行動計画の策定・届出あり		0.50		
				なし		0.00		
				女性活躍支援法の一般事業主行動計画の策定・届出あり		0.50		
				なし		0.00		
				実績あり		0.50		
				なし		0.00		
地域の技能士等の活用			計画あり		0.50	0.50		
			なし		0.00			
地域の守り手確保	地域経済への波及	地域企業の活用	計画あり		1.00	1.00		
			なし		0.00			
		地域資材の活用	計画あり		0.75			
			なし		0.00			
	地域社会貢献	多様な雇用への貢献	いずれかに該当あり (①障がい者の就労支援 ②協力雇用主制度)		0.50	0.50		
			なし		0.00			
		環境対策の認定制度等	登録又は認証あり		0.25			
			なし		0.00			
減点項目	過去6か月の措置による減点			重要な瑕疵に伴う修補(損害賠償)請求を受けた事例あり		(-1.00)		
				総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり		(-1.00)		
計(満点)						31.50		

※ 1 次の工事においては、工事の特性に応じて、求める簡易な施工計画の項目数を2項目とする。

なお、この場合は各項目 7.50 点満点とする。

(ア) 解体工事において、品質の管理を求めることが困難な場合は、別表 1 簡易な施工計画の①③を求める。

(イ) 改修工事において、施設管理者との調整により工程等に制約を受ける場合は、別表 1 簡易な施工計画の②③を求める。

(ウ) 電気工事若しくは管工事において、分離発注される建築工事の工程により当該工事の工程が大きく左右される場合は、別表 1 簡易な施工計画の②③を求める。

(3) 施工体制の評価（施工体制評価点の算出）

施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から「施工体制に係る積算内訳説明書」の提出を求め、その内容を確認し評価する。

なお、必要に応じて積算内訳説明書の記載内容についてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができるものとする。

ア 施工体制が十分確保されている場合は、評価 A として 15 点を付与する。

イ 施工体制が概ね確保されている場合は、評価 B として 5 点を付与する。

ウ 施工体制の確保がされない恐れがある場合は、評価 C として 0 点とする。

(4) 評価項目の説明

ア 簡易な施工計画

求める「簡易な施工計画」の項目及び内容は、別添の様式 1、様式 2 及び様式 3 による。

イ 企業の施工能力

(7) 工事施行成績

a 工事施行成績の実績がない企業は、65 点として扱う。

b 工事施行成績は、当該工事資格における過去 8 年間（平成 30 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで）に引渡が完了した北海道建設部建築局（建築保全課を除く）発注工事（引渡行為がない工事は完成検査に合格した工事）を評価対象とする。

c 工事施行成績の平均点は、小数点以下第 2 位を切り捨てし、1 位止めとする。

(i) 北海道建設部工事等優秀者表彰（北海道新技術・新製品開発賞を含む）の評価対象は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。また、工事等優秀者表彰は、この期間に当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞した表彰とする。

(ii) ISO マネジメントシステムの評価対象は、当該工事と同じ入札参加資格の種類かつ有効期限が公告日以後のものとする。

ウ 配置予定技術者

(7) 有資格期間は、当該工事の公告日における有資格年数とする。

(i) 継続教育は、建築 CPD 運営会議加入団体の CPD を評価対象とする。

(ii) 各団体又は建築 CPD 運営会議が発行する実績証明書により評価する。

(iii) 推奨単位は、各実績証明書発行団体の推奨単位とする。

（例： 建築 CPD 運営会議 12 単位/1 年間、 （一社）北海道建築士会 12 単位/1 年間）

(iv) 推奨単位の対象期間が 1 年間の場合は、当該年度の前年度の 1 年間に取得した単位を評価する。推奨単位の対象期間が 2 年以上の場合は、当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位を評価する。（2 年間の場合、前年度及び前々年度の 2 年間）

なお、令和 2 年度から令和 4 年度の取得単位については、推奨単位の 1/2 以上を取得している場合に評価する。

(v) 入札参加希望者が技術評価項目申請書の提出時に配置予定技術者を特定できず複数の候補

者がいる場合は、各候補者の中から評価が最も低い1名で申請すること。
 (申請した配置予定技術者と実際の配置技術者が異なることは問題ないが、申請した配置予定技術者の評価より実際の配置技術者の評価が下がる場合、減点の対象となるので注意すること。)

エ 担い手の育成・確保

(7) 技術者の追加配置は、一級・二級建築施工管理技士又は一級建築施工管理技士補の資格を有し、他工事の主任(監理)技術者となっていない者を、当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。

(4) 技術職員の育成・確保は、次のa、bを比較して、いずれか大きい方を評価点とする。

a ①若年技術職員の育成・確保

直近の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。

b ②技術職員総数の確保

技術職員の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。

(7) 新規の雇用、労働環境改善及び地域の技能士等の活用の各評価項目の詳細については、別表2による。

別表2

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	【評価対象】 - 評価対象はa又はbのいずれかに該当する企業とする。 - a 学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者(卒業年度を含む4か年度以内)を、過去5年間に雇用した企業。 - b 離職時点で建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を、過去5年間に雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。 - 公告日の月の初日の時点で3か月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者(いわゆる正規雇用)と継続雇用している企業を評価する。 - 採用時点において、満35歳未満の者とする。 【評価期間】 - 過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から公告日の月の初日までの期間を評価期間とする。(令和8年5月公告の場合、令和3年4月1日から令和8年5月1日までの期間)
雇用環境への取組	【評価対象】 - 評価対象は以下のいずれかに該当する企業とする。 - a 道内に存する事業所における北海道知事による建設雇用改善優良事業所表彰を過去3年間に受けた企業。 - b 令和7・8年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「通年雇用」の審査において評価された企業。 - c 若年者雇用の取組として、職員の奨学金返還、又は学生等内定者への奨学金給付の支援に取り組む企業。 - 奨学金返還の支援(代理返済等)、若しくは給付型奨学金等への出資を行っている、又は行う規程を設けている企業 - 道内市町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)企業となっている企業 - 独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のホームページにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に搭載されている企業 【評価期間等】 - aの場合、過去3年間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間に受賞した表彰とする。 - cの場合、令和8年度において、企業のホームページへの掲載、求人票・社内規約・その他企業の支援があることを確認できる書類(写し)の提出のあった企業。 (添付資料で会社名が確認できないものは評価しない)
仕事と家庭の両立支援の取組	【評価対象】 評価対象は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の時点で、次の要件に該当する企業とする。 (計画期間の終了日が公告日以降のものを有効) 次世代育成支援対策推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出のあった企業。

女性の活躍支援	【評価対象】 評価対象は、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の時点で、次の要件に該当する企業とする。 （計画期間の終了日が公告日以降のものを有効） ・女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。
高齢者継続雇用	【評価対象】 ・次のいずれかの企業を評価対象とする。 ①令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。 ②前年度の４月１日時点において満６５歳以上の高齢者について、公告日の月の初日の時点で１年以上継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。（令和８年５月公告の場合、令和７年４月１日時点で満６５歳以上の高齢者を、令和７年５月１日から令和８年５月１日までの１年間、同一の高齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。）また、評価対象の高齢者は、下記の（７）から（９）のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。 （７）雇用期間の定めのない労働者。 （８）一定期間（１か月、６か月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上（７）と同一の状態であると認められる者。 （９）日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上（７）と同様の状態であると認められる者。 【その他】 ・入札参加者には、下記①～③の書類の提出を求める。 ①雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ②健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し、又は健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し - 健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ③対象期間において継続雇用されていることがわかる書面（出勤簿や賃金台帳の写しなど）
地域の技能士等の活用	【評価対象】 ・当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内に居住する技能士又は基幹技能者を１名以上活用する計画を評価対象とする。 ・評価対象とする職種は、発注者において特に指定はしないが、入札参加者が計画した職種が、当該工事の作業内容に応じた職種に該当しているものを評価する。 【履行確認】 ・当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影する（１名以上）。 なお、監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者（現場代理人）が監督員の代わりに確認できるものとする。 ・工事完了時に、工事施工中に撮影した写真及び資格を証する書類の写しを工事完了時に提出する技能士選定通知書に添付し、監督員に提出する。

オ 地域の守り手確保

地域経済への波及、及び地域社会貢献の各評価項目の詳細については、別表３による。

別表３

技術評価項目	留意事項等
地域企業の活用	【評価対象】 ・地域内企業を下請け等で活用する計画を評価対象とする。 ・地域内企業の一次下請け活用を評価対象とする。 ・地域内企業の元請施工を評価対象とする。 ・地域内企業とは、当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内に主たる営業所がある企業とする。 【履行確認】 ・当該工事完了時に、施工体制台帳により計画内容の履行状況を確認する。
地域資材の活用	【評価対象】 ・工事資材を当該工事箇所が存する総合振興局（振興局）管内で調達する計画を評価対象とする。 ・調達する計画の調達金額が、工事予定入札額の５％以上となる計画を評価する。 【履行確認】 ・当該工事完了時に、領収書又は発注伝票などにより計画内容の履行状況を確認する。
多様な雇用への貢献	【評価対象】 ・評価対象はa又はbのどちらかに該当する企業とする。 - a 令和７・８年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「障がい者の就労支援」の審査において評価された企業又は北海道働き方改革推進企業認定制度の「障がい者」の取組分野に該当があり、写しの提出があった企業。 （北海道働き方改革推進認定制度の認定期間の終了日が公告日以降のものを有効とする。） - b 保護観察所に協力雇用主として登録されている企業。 （令和８年度において、協力雇用主として登録していることを証するものであること。）

環境対策の認定制度等	【評価対象】 ・評価対象は以下のいずれかの認定又は認証登録により評価する。 ・評価対象とする認定制度等の種類は、ISO14001、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門、さっぽろエコメンバー、北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）、エコアクション21（EA21）とする。 ・認定又は登録期間の終了日が公告日以後のものを評価対象とする。
------------	---

カ 減点項目

(7) 当該工事の公告日の月の7か月前から2か月前までの6か月間（公告日が令和8年4月22日の場合、令和7年9月1日から令和8年2月28日）に、北海道建設部建築局が発注する工事において、次に該当する事例があった場合には、技術評価点を減点する。

- a 重要な瑕疵に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受けた場合。なお、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
- b 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った場合。なお、該当の有無は工事検査日で判断する。

キ 共同企業体で申請する場合の取扱い

(7) 各評価項目に対する評価方法等は、別表4のとおりとする。

別表4

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力	工事施行成績	各構成員の施行成績の平均点を単純平均したもので評価する。
	北海道建設部工事等優秀者表彰	構成員の中で最も高い評価点
	ISOマネジメントシステムの取得	構成員の評価点の平均点
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	各構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合は、構成員の中で最も高い評価点
	主任（監理）技術者の継続教育	
担い手の育成・確保	技術者の追加配置	構成員のいずれかにおいて、申請した場合に評価する。
	技術職員の育成・確保	構成員の評価点の平均点
	新規の雇用	構成員の中で最も高い評価点
	労働環境改善	構成員ごとに選択した項目の評価点を合計し、その平均点を共同企業体の評価点とする。
	①雇用環境への取組	
	②仕事と家庭の両立支援の取組	
	③女性の活躍支援の取組	
	④高年齢者継続雇用	
地域の守り手確保	地域の技能士等の活用	共同企業体としての計画を評価する。
	地域企業の活用	共同企業体としての計画を評価する。
	地域資材の活用	
	多様な雇用への貢献	構成員の評価点の平均点
	環境対策の認定制度等	
減点項目	重要な瑕疵の修補請求	構成員のいずれかに該当事実がある場合に減点する。
	技術評価項目の不履行	

※ 各構成員毎の工事施行成績の平均点の単純平均は、小数第2位切り捨て、1位止めとする。

※ 評価点は、小数第3位切り捨て、2位止めとする。

(イ) 企業の施工能力に係る補足

- a 構成員ごとの工事施行成績の平均点を単純平均する。この場合の平均点も、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- b 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

ク 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

(7) 工事施行成績

- a 共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。
- b 乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。

(イ) 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。

(ウ) 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

ケ 合併等の取扱い

(ア) 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

(イ) 事業譲渡の場合

a 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

b 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

(ウ) 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

(イ) (ア)、(イ)において、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

- a 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。
- b 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産申立てがなされた会社である場合。
- c 清算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、清算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
- d 休眠会社（建設業法第 29 条第 3 号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を 1 年以上休止している会社）である場合。

(5) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

(6) 落札者の決定

ア 地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項に規定する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

イ アの評価値の高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 責任の所在

発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

4 技術評価項目に係る履行確認

簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保（技術者の追加配置、地域の技能士等の活用）、地域の守り手確保（地域企業の活用、地域資材の活用）に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

5 技術評価項目に係るペナルティ

技術評価項目について、受注者が自らの責により加點評価された技術評価項目を遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

(1) 簡易な施工計画

ア 減点は、入札時に加點評価した簡易な施工計画を履行できなかった場合で、入札時の評価が下がる場合に実施する。

イ 減点は、1項目あたり最大5点とする。

ウ 入札参加者は発注者に対し、評価結果の理由について、総合評価一般競争入札結果一覧表の公表日（落札者決定通知書の通知から10日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く）以内）から起算して10日（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。なお、受注者は工事着手時にも評価結果の確認をすることができる。

(2) 配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の評価の合計点が、入札時の評価より下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等など、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点するが、「過去6か月の措置による減点」の対象外とする。

イ 減点は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。

(3) 技術者の追加配置

追加配置した技術者が交代し、新しく配置された技術者が評価基準に該当しない場合は、5点減点する。

(4) 担い手の育成・確保、地域の守り手確保の不履行による減点

ア 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

イ 減点は、1項目当たり一律5点とする。